

## 2006年10月からの 新しい国選弁護制度

日弁連刑事弁護センター事務次長  
木下 信行

### 国選弁護制度が変わった

刑事訴訟法が大幅に改正された（戦後改正以後、最大級の改正）。

当職は、任期付き公務員として、司法制度改革推進本部事務局にて、その刑訴法改正に関わってきた。その関係もあり、国選弁護制度の整備に関わっている（本稿で意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることを、あらかじめお断りしておく）。

今回の刑訴法改正の骨子は、次の3点である。

#### ①刑事裁判の充実・迅速化

（公判前整理手続きの導入関係）

#### ②国選弁護人制度の整備

（被疑者段階の国選弁護制度導入等）

#### ③刑事裁判の充実・迅速化

（即決裁判制度の導入）

上記①については、2005年11月施行済みであり、②③については、本年10月に施行される予定である。（\*なお、本稿中の引用条文は、断りのないかぎり刑事訴訟法をさす。）

### 国選弁護人選任には3種類がある

国選弁護人の選任には、次の3種類がある。

#### ①裁判所が職権により必要的に選任

（いわゆる必要的弁護）

#### ②裁判所が職権により裁量的に選任

（いわゆる職権選任）

#### ③被告人等の請求により裁判所が義務的に選任

（いわゆる請求選任）

上記③に「義務的」といっても、「被告人等から請求があったら必ず選任しなければならない」ものでは

なく、選任のための要件の有無を審査し、その結果、要件を満たしていた場合には義務的に選任しなければならない（拒否は許されない）という意味である。要件が整わない場合には選任しなくてよいという意味から、必要的弁護との対比上、「任意的弁護」とも呼ばれる（裁判所に応答の義務がない請求は、単に職権発動を促す行為と評価されることになる）。

今回の改正で、選任手続きが変容されたのは、上記の③請求選任に関するものである。①必要的弁護、②職権選任については、何も変わっていないと考えて差し支えない。

### 被疑者国選の基本は、請求選任

被疑者国選弁護の基本は、請求選任である（37条の2）。

例外的に、被疑者の判断能力に疑問がある場合に後見的にする職権選任（37条の4）があるが、37条の2に定めた対象事件に限定される。

法定刑に死刑、無期がある事件で、特に必要があると認められると、2人目の弁護人が職権で選任される（37条の5。最初に同時2人選任も可）。

検察官が即決裁判手続きを選択するときに、被疑者に同意を求め、被疑者が弁護人と相談してから意見を出したい場合には、軽微事件であっても国選弁護人の選任を請求できる（350条の3）。これは、請求選任（起訴後の即決裁判手続きは、必要的弁護。350条の9）。

### 改正後の制度を整理してみる

被疑者段階の国選弁護について、対象事件が限定され、段階的实施とされたのは周知のとおりである。

|        |               |       |
|--------|---------------|-------|
|        | 死刑, 無期, 長期3年超 | 左より軽微 |
| 被告人段階  | 必要的弁護 (289条)  | 請求選任  |
| 被疑者段階Ⅱ | 請求選任          | 国選なし  |

  

|         |                                |                               |
|---------|--------------------------------|-------------------------------|
|         | 死刑, 無期, 短期1年以上                 | 左より軽微                         |
| 被疑者段階Ⅰ  | 請求選任                           | 国選なし                          |
| 即決裁判手続き | 即決手続き不可                        | (被疑者段階) 請求選任<br>(被告人段階) 必要的弁護 |
| 参 考     | 法定合議事件<br>強盗等(裁判所<br>法26条2項2号) |                               |

上記の表では、第1段階（2006年10月施行を予定）をⅠと、第2段階（2009年4月施行を想定）をⅡと表記してある。

第1段階の対象事件は限定的であるが、そこに入らない軽微事件は、即決裁判手続き対象事件と一致するので、潜在的な被疑者国選対象事件となる。現実には、全件が被疑者国選の対象となりうることになる。対応能力の観点からは、即決裁判の事件数を注視しておかなければならない。

第2段階で対象事件は拡大される。その範囲は、いわゆる必要的弁護事件と一致する。しかし、被疑者段階の国選弁護は、請求選任（＝任意的弁護）が基本で、職権選任が付加されているだけで、必要的弁護は存在しないから誤解してはならない。

請求選任（＝任意的弁護）の範囲は、被疑者段階では289条の事件であり、被告人段階では289条以外の事件となり、概念が相反するので注意を要する。

上記の表には、いわゆる職権選任を記載していない。表で分類することが困難だからである。

## 任意的弁護事件での国選弁護人選任手続き

### (1) 手続きの流れ

手続きのフローチャートについては、日弁連発行の弁護士白書2005年版26ページに当職がまとめたものが掲載されているので、そちらを参照されたい（適用になるのは、任意的弁護＝請求選任である）。

実際の被疑者事件では、次のようになるとと思われる（被告人段階に関しては、各自で応用していただきたい）。

### (2) 私選弁護人選任の手続き

- ①弁護人の選任を希望する被疑者は、弁護士会に弁護人選任の申出をすることができる（31条の2）。在宅でもできるし、罪名の限定もない。資力の縛りもない。
- ②弁護士会は、私選弁護人の候補を紹介する。紹介された弁護士は、被疑者と面会して受任の協議をする。被疑者が身体拘束を受けている場合には、弁護士側から接見に行かなければならないだろう。
- ③協議が整い、私選弁護人に選任されれば、弁護活動を開始して、手続きは終了である。弁護報酬の折り合いがつかない、等の理由で私選弁護を受任しないと、次のステージに移行する。

### (3) 国選弁護人選任の手続き

- ①私選弁護人を選任できなかった被疑者は、勾留の請求を受けた後、国選弁護人の選任を請求できる。
- ②国選弁護人選任請求には、資力申告書を提出する。資力が一定の基準（50万円と想定）未満の場合には、上記（2）の手続きを省略することができる。資力不足を理由として私選弁護人を選任できないことが強く予想されるからである。
- ③あらかじめ（2）の手続きを取っていたことを証する書面も添付することになると思われる。その書面は、受付をした弁護士会が発行することが想定される。
- ④裁判所等は、
  - 被疑者国選の対象事件であること
  - 貧困その他の事由により弁護人を選任できないこと
  - 他の者が選任した弁護人がいないこと
 などの要件を審査する。
- ⑤要件を充足していたら、支援センターに国選弁護人の候補者を指名、通知するよう求め、支援センターは、候補者指名し、通知する。
- ⑥裁判所等は、通知された候補者を国選弁護人に選任する（原則）。

## 弁護士から見た手続き

### (1) 紹介弁護士の役割

- ①紹介された弁護士として、被疑者等に接見し、受任

の協議をする。これは、今までの当番弁護士派遣とほぼ同様の内容である。仮に受任しない結論の場合であっても、法的助言、刑事手続きの説明などを行なうのがベターである。

- ②私選弁護の申し込みを受けたが、拒んだ場合には、当該弁護士が、その場で「弁護士会への通知」を行なうことが便宜であろう。

## (2) 国選弁護人になるには

- ①国選弁護人候補者として指名、通知されるには、前もって、支援センターとの間で国選弁護人契約を締結しておく必要がある。各弁護士が個々に契約しなくても、弁護士会会長がとりまとめて契約できる方法が検討されている。
- ②指名、通知する準備行為として、被疑者国選用の待機名簿を作成することが考えられる。待機名簿に従って、順次、指名することが予定されている。弁護士は、あらかじめ待機名簿に登載された日程を確保しておくことが求められる。
- ③当番弁護士が接見し、経済的理由で私選弁護を受任しなかったが、当該事件の国選弁護人になることについて、被疑者・弁護士双方が合意しているような場合には、一定の手続きのもと、当該弁護士が国選弁護人の候補者に指名、通知される方法が認められると考えられる（この場合には、あらかじめ①の国選弁護人契約を締結していなくても、「一定の手続き」の中で契約すればよいと考えられている）。
- ④具体的事件で指名、通知するには、待機弁護士に電話等で、指名、通知することの確認を求めることが予定されている。突発事故で対応できないような場合には、次順位の弁護士を指名、通知すべきだからである。弁護士は、待機日に指名、通知の確認に回答できる態勢が求められる。特に、待機日が土日の場合には連絡先を明確にしておくことが重要である。

## (3) 国選弁護人になったら

- ①指名、通知の確認をした後は、同日中に国選弁護人に選任されることになる。弁護士は、速やかに弁護活動を開始できる執務態勢が求められる。
- ②事前確認の段階か、選任の段階で、勾留状の内容が弁護士に伝わるような工夫が検討されている。実現

すれば、勾留状謄本請求を省略できて便宜である。

- ③報酬請求は、支援センターに対して行なう。報酬額は、労力に応じた算定基準という一定の算式により算出される予定である。調整のために支援センターに増額裁量を認めるか（減額裁量もあるか）、あくまで機械的に算出するかは、検討中である。
- ④記録の謄写費用は、否認事件に限定されず、全件で支給される方向で検討されている。ただし、1枚20円程度に制限されると考えられる。検察厚生会、司法協会、弁護士協同組合の足並みを揃えることが大切である。東京の場合には、民間の謄写館の存在も忘れてはならない。

## 当番弁護士はどうなる？

当番弁護士は、被疑者国選弁護ができるまでの暫定的なものと説明されてきた。

しかし、当番弁護士は弁護人選任前の活動、国選弁護は選任後の活動と、守備範囲が異なる。被疑者国選が始まっても、当番弁護士の代替物にはなりえない。さらには、私選紹介に対応するにも当番制度は有用だ。当番の必要性は色あせない。

今後は、当番弁護士制度を支えている当番弁護士等緊急財政基金をどうするのか、弁護士会として無料の制度を維持するのか、検討課題は山積しているが、当番弁護士制度を維持継続する方向性が模索されていくと考えている。

## ブログ開設

国選弁護に関する議論、支援センターに関する議論は、日々、進化し、変転している。

日弁連の仕事（刑弁センター、支援センター推進本部等）をしていると、各地に対する情報発信が少なすぎる、遅すぎると感ずる。発信する方は、より正確に、慎重となるのは分かるが、発信した時点では、時既に遅し、の場合も多い。

よりタイムリーに情報を発信するために、ブログを立ち上げたので、参考にいただきたい。

[http://blogs.yahoo.co.jp/kokusen18\\_21/](http://blogs.yahoo.co.jp/kokusen18_21/)